団体信用生命保険制度

当協会では、中小企業・小規模事業者の皆さまへの「プラスワンサービス」として「団体信用生命保険制度」（保証協会団信）を実施しています。保証協会団信は、保証付融資を借り入れされた方（法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方）が、その債務を全額返済されないうちに死亡もしくは所定の高度障がいといった不測の事態に陥られたときに、金融機関に対する債務を保険金で弁済することにより、事業の維持安定・円滑な事業承継とともに、ご家族・後継者の安心を図ることを目的とした制度です。

加入資格

次に該当する方で、加入申込時点で満20歳以上満71歳未満の方（満75歳で自動脱退となります）
①個人事業主の場合は、本人
②法人の場合は、代表者であって、保証付融資の連帯保証人

加入対象融資

次のいずれにも該当する融資
①融資金額:100万円以上1億円以下
　ただし、1被保険者に対する団信付融資限度額は1億円となります。
②貸付形式:証書貸付（手形貸付および根保証は対象外）
③融資期間:1年以上（融資期間に占める据置期間の割合が50%を超えないこと）
④返済方法:分割返済（1回の返済額は融資額の50%以内となること）

必要書類

保証協会団信の加入を希望される場合は、通常の保証申込書類に加え、次の書類が必要となります。
①団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書
②「保証協会団信」申込書兼告知書
③「保証協会団信」債務弁済委託契約に基づく特約料口座振替依頼書
④「保証協会団信」申込書兼告知書および債務弁済委託契約に基づく特約料口座振替依頼書
※融資金額が5,000万円を超える場合は、所定の様式による「健康診断結果証明書」が必要となります。
　また、告知事項が「あり」の場合は、生命保険会社から医師の健康診断書を求められることがあります。

特約料

特約料を1年分、口座振替によりお支払いいただきます（特約料の目安は下記をご参照ください）。

主な特長

○万一の場合でも後継者や家族の安心が図れます。
○加入しやすい特約料
　特約料は年払いであり、融資残高をもとに計算されているため、余分な掛け金は不要となります。

年払特約料の目安（融資金額100万円について）　（元金均等返済、据置期間なしの場合）　〈単位:円〉

借入期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	総支払額
3年	4,880	2,770	970	—	—	—	—	—	—	—	8,620
5年	5,080	3,820	2,740	1,660	580	—	—	—	—	—	13,880
7年	5,180	4,270	3,500	2,730	1,960	1,190	420	—	—	—	19,250
10年	5,240	4,610	4,070	3,530	2,990	2,450	1,910	1,370	830	290	27,290

※上記の金額はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。
※特約料は変更される場合があります。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください（お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください）。

※保証協会団信の加入は任意であり、保証の諾否とは一切関係ありません。